

定款の一部改正について(案)

平成 27 年 1 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みであるクラウドファンディングの利用促進に向けた改正金融商品取引法の施行が平成 27 年 5 月までに予定されている。また、店頭デリバティブ取引について、国際的な規制議論を踏まえ、市場の公平性・透明性の向上といった観点から一定の店頭デリバティブ取引に係る電子取引基盤の使用義務化に向けた改正金融商品取引法の施行が同年 9 月に予定されている。

今般、これら改正により新たに第一種金融商品取引業として規定される株式型クラウドファンディング及び電子取引基盤の運営に係る業務について、新たに本協会の自主規制の対象とするとともに、これらに係る業務に加えて従来の特定期間デリバティブ取引等に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者を、本協会の「特定業務会員」（従来の「店頭デリバティブ取引会員」を改める。）とするための規定の整備を図るため、定款の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 「店頭デリバティブ取引会員」を「特定業務会員」に改め、金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において「特定期間デリバティブ取引等に係る業務」又は「第一種少額電子募集取扱業務」のみを行う者を「特定業務会員」とする。 (第 5 条)
- ② 「店頭デリバティブ取引会員」及び「店頭デリバティブ取引会員権」に関する規定を、「特定業務会員」及び「特定業務会員権」に置き換える。
(第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 30 条、第 47 条、第 56 条)
- ③ その他、所要の整備を行う。

3. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

①募集期間：平成 27 年 1 月 21 日（水）から平成 27 年 2 月 20 日（金）17：00 まで（必着）

②提出方法：郵便または電子メールにより下記まで提出してください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「定款の一部改正についての意見」とし、次の事項をご記入のうえ、提出してください。

①氏名又は名称

②連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④意見の該当箇所

⑤意見

⑥理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 （電話 03-3667-8451）

以 上

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の 一部改正について（案）

平成 27 年 1 月 16 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

平成 26 年 8 月 27 日付で金融庁から公表された「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）」において、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為が明確化された。

これを受け、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」及び「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について、検討を行い、今般、各ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の一部改正

(1) 協会員は、社内審査を行い、アナリスト・レポートの公表等の是非について判断するに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

① 当該アナリスト・レポートが、通常の業務の過程において公表等されるもの（公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始する場合に係るものを除く。）に該当すると考えられる場合には、当該アナリスト・レポートの公表等は、その対象となる企業の発行する有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないこと。

② 通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポート（公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始する場合に係るものを除く。）の公表等を制限することにより、投資者に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ると考えられること。

（第 4 条第 6 項、第 1 号及び第 2 号）

(2) 協会員は、協会員がアナリスト・レポートの公表等を制限した場合における当該制限を行ったことについて、適正に管理しなければならない。

（第 8 条第 1 項第 3 号）

2. 『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』の考え方』の一部改正

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の一部改正に伴い、運用等に当たっての留意事項や具体例を示すこととする。なお、主な考え方は以下のとおり。

- (1) アナリストに社内資料（外務員向け営業基礎資料等）を作成させること等を目的として、第8条第1項に掲げる情報を伝達すること（いわゆるウォールクロス）は、結果として通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することに繋がるおそれがあることに留意する必要があると考えられる。

（第8条第1項第3号の考え方）

- (2) アナリストをウォールクロスすることにより、当該アナリストはその後の言動に影響を受けることが考えられることから、結果として投資者及び自社の役職員に当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ることにも留意する必要があると考えられる。

（第8条第2項第2号の考え方）

3. その他所要の規定の整備を図ることとする。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成27年2月17日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 27 年 1 月 16 日(金)から平成 27 年 1 月 30 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-3667-8470）

以 上

○ アナリスト・レポートと開示ガイドラインの関係について

規制（関係法令）	考え方	
	開示ガイドライン改正前	開示ガイドライン改正後
✓ 有価証券の届出前勧誘の禁止 （金融商品取引法第4条） ⇒有価証券の勧誘は、発行者が届出書を提出した後でなければ行うことができない。	ファイナンス時の引受証券会社による当該上場企業に関するアナリスト・レポートは、有価証券の届出前勧誘に該当する可能性がある。	届出前勧誘に該当しない行為を明確化 （開示ガイドライン2-12⑧） ⇒以下の条件を満たすアナリスト・レポートは届出前勧誘に該当しない。 ① 社内において情報遮断に関する適切な措置有 ② 通常の業務の過程において公表等される（新規・再開時を除く。）アナリスト・レポート
✓ 法人関係情報を提供しての勧誘の禁止 （金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号） ✓ 未公表の重要事実の伝達等の禁止 （金融商品取引法第167条の2）	アナリスト・レポートの公表等を中止された当該上場企業について、「法人関係情報が発生しているのではないか。」と投資家等に推知される懸念がある。	アナリスト・レポートが原則として公表等されることにより、「法人関係情報が発生しているのではないか。」と投資家等に推知される懸念がなくなる。



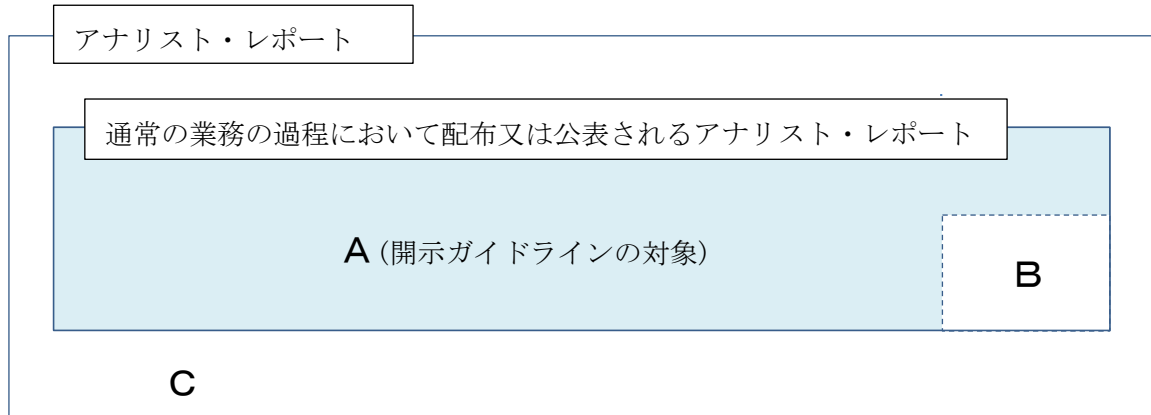
各社において届出前勧誘の該当性を判断する必要があるため、アナリスト・レポートの公表等が委縮している場合がある。



開示ガイドラインにおいて、届出前勧誘に該当しない行為が明確化されたことにより、アナリスト・レポートの取扱いについて標準化を図ることができる。

○ 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方における
アナリスト・レポートの概念について

【アナリスト・レポート概念図】



- A. 通常業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート（新規・再開レポートを除く）（開示ガイドラインの対象）
- B. 公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始するアナリスト・レポート（新規・再開レポート）
- C. 通常業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート以外のアナリスト・レポート（A及びB以外のアナリスト・レポート）

参考：企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

平成26年8月27日 金融庁（抜粋）
<u>（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為）</u> 2－12 <u>例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。</u> ①～⑦ 省略 ⑧ <u>金融商品取引業者等により通常業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下⑧において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。）</u>



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

「当面の主要課題（平成26年7月策定）」 への対応状況について（中間報告） 【平成26年12月末現在】

I. 我が国経済を支える金融資本市場の機能・競争力強化

1. 世界の金融資本市場における日本の地位・競争力の強化

我が国金融資本市場の役割強化のための課題の検討・整理

証券界・運用業界において、東京市場を国際金融センターとして確立するための施策について検討するため、26年9月、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」を設置。

(※) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会 http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/TIFC_kondankai/index.html

総合取引所の実現に向けた枠組みの整備

「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」において、商品デリバティブ取引、株式投資型クラウドファンディング業務及び電子取引基盤運營業務について、自主規制の適用、協会員のステータス等について検討。26年11月19日、報告書「金融商品取引業の拡大等に伴う本協会の対応について」を取りまとめた。

(※) 総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会 <http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/houkokusyo.html>

日本市場の魅力と可能性の海外発信

27年2月、日本市場をアピールするイベントとして、「第7回日本証券サミット」をロンドンで開催予定。

海外の機関・組織との連携、支援の充実

26年11月のASF(アジア証券人フォーラム)等、海外の関係機関との情報交換等を積極的に進めた。

(※) アジア証券人フォーラム(ASF)年次総会 <http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/14/1412/asfsokai19.pdf>

I. 我が国経済を支える金融資本市場の機能・競争力強化

2. 決済インフラの整備

国債取引の決済期間の短縮T+1等

国債取引の決済期間の短縮化の実現に向け、26年11月、「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン」を取りまとめた。市場関係者の対応負担等を踏まえ、平成27年春を目途に、T+1化実施目標時期について市場関係者による合意形成を目指す。

(※) 国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/index.html

3. 社債市場の活性化

社債の取引情報の公表等

27年11月の社債の取引情報の公表等に向け、現在システム開発中。

社債権者保護の枠組みの検討

新たな社債権者保護の枠組みとして、契約に基づく「社債管理人(仮称)制度」について法的論点を中心に検討中。

4. 新規・成長企業の新たな資金調達方法の拡充等

株式投資型クラウドファンディングに係る自主規制の整備等

株式投資型クラウドファンディングや新たな非上場株式の取引制度について、関係法令の施行(27年5月末までに施行)にあわせて自主規制規則を施行すべく検討中。

I. 我が国経済を支える金融資本市場の機能・競争力強化

5. 国際的な法規制等への対応

- 26年4月にIOSCO AMCC(証券監督者国際機構 協力会員諮問委員会)研修セミナーを主催。同年9月にIOSCO年次総会に参加。
- 26年7月の米国FATCAの実施に併せ、FATCA対応事務マニュアル及びQ & Aの改訂等を実施。

Ⅱ．個人投資家の支援、金融経済教育の拡充・推進

1. 個人投資家の支援

NISA広報活動の推進

26年11月にTVCMやウェブ広告等を実施するなど、NISAの普及・促進に向けた広報活動を実施。また、本協会及び証券関連団体主催セミナーの周知のためのWEB広告を実施し、普及啓発活動との連携を図った。

NISAの拡充・恒久化、「ジュニアNISA」創設、確定拠出年金制度拡充の働きかけ等

- 「平成27年度税制改正大綱」において、NISA及び確定拠出年金制度に関し、主に次の税制措置が盛り込まれた。
 - 「ジュニアNISA」の創設
 - NISAの年間投資上限額の引き上げ(100万円から120万へ)
 - NISA口座開設手続の迅速化に向けた所要の措置
 - 個人型DCの加入対象者の拡大(専業主婦、公務員、DBのみ加入者、企業型DC加入者を対象とする)
- 「職場積立NISA」の適正かつ円滑な運営と制度の普及促進を図るため、26年12月、「職場積立NISAに関するガイドライン」及び「『職場積立NISA』利用規約雛形」を取りまとめた。

(※)「職場積立NISA」について http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/shokubatsumitate_nisa.html

わかりやすい顧客交付書面の提供等

- 25年6月28日に投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正等を行い、26年12月1日に施行。
- 協会員が顧客に投資信託の手数料を説明する際の参考として「販売手数料に関するご説明(参考様式)」を作成。

中長期的な資産形成に資するような金融商品の提供等

厚生労働省社会保障審議会・企業年金部会では、今後の確定拠出年金制度等の企業年金制度全般の在り方について検討が行われており、同部会において、「年金運用型商品」の提供や「投資アドバイス」の導入等の意見を述べた。

Ⅱ. 個人投資家の支援、金融経済教育の拡充・推進

2. 金融経済教育の拡充・推進

学校教育

- 「金融経済教育を推進する研究会」において、学習指導要領における金融・経済分野の記載拡充に向けて、文部科学省への要望書の取りまとめ、26年度中を目途に提出予定。

(※) 金融経済教育を推進する研究会 <http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/>

- 大学の講義又はキャリアセンター等と連携した「金融リテラシー出前講座」を全国で実施。
- 26年8月から文部科学省の「土曜日教育ボランティア応援団」に登録し、小・中学校の「土曜学習」等に本協会職員を派遣。

(※) 土曜学習・土曜授業 <http://www.jsda.or.jp/manabu/jugyousien/index.html>

社会人

「投資の日」記念イベント(26年9月～11月実施)を全国19会場、「金融リテラシー習得講座(NISA対応特別編)」(26年6月～7月、26年11月～27年1月実施)を全国20会場で開催し、特にNISAの周知・啓発に注力した。

(※) 平成26年度「投資の日」記念イベント特設サイト <http://www.jsda.or.jp/manabu/104/2014/>

(※) 金融リテラシー習得講座(NISA対応特別編) http://www.jsda.or.jp/manabu/seminar_info/literacy2014/

研究者、市場関係者との交流、積極的な学術研究の支援

- 「JSDAキャピタルマーケットフォーラム」において、10名の若手研究者に研究を委託し、その活動を支援するとともに、これまで3回の会合を開催し、当該若手研究者と国内外の学識経験者及び市場関係実務者とのディスカッションを実施。
- 第5期(任期:平成26年4月～平成28年3月)の客員研究員5名の研究活動を支援。

(※) 客員研究員制度について <http://www.jsda.or.jp/shiryo/chousa/kyakuin.html>

Ⅲ. 証券市場の公正性・透明性の向上

平成26年12月末現在
(中間報告)



1. 証券会社・証券市場の信頼性確保のための施策の着実な推進

機動的・効果的な協会監査

26年12月末までに証券会社3社に特別監査を実施した。このほか、証券会社6社を訪問し、経営状況等を把握した。

高齢者取引ルールの円滑な運用

- ・ 26年12月までに会員59社、特別会員36機関に監査を実施し、高齢者取引ルールの実施状況等を把握・点検。
- ・ インターネット取引における高齢顧客への適合性の原則等の適用等について検討するため、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を設置。26年12月16日に中間報告書を取りまとめた。

(※) インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会 中間報告書

http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/net_kondankai/chuukanhoukokusyo.html

外部監査

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」において、証券会社に対する分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っている。

(※) 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ

<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20140805195326.html>

2. インサイダー取引の未然防止に向けた取組み

J-IRISSへの登録促進等

- ・ J-IRISS(内部者情報登録・照合システム)登録の促進に向けた上場会社への働きかけを行った(登録率 80.36%)。
- ・ J-IRISS現行システムの保守期限が到来することに伴い、J-IRISSの継続を決定するとともに、次期システムの構築方法等について検討を行った。

(※) J-IRISS <http://www.jsda.or.jp/katsudou/j-iriss/>

Ⅲ. 証券市場の公正性・透明性の向上

平成26年12月末現在
(中間報告)



3. 証券市場からの反社会的勢力排除の徹底

反社情報照会システムの安定的な運用の確保に向け、証券会社における利用約款を遵守した照会の徹底を図るため、実地確認及び照会担当者等向け研修を実施。

4. 未公開株・社債等をかたった詐欺の被害防止に向けた広報活動の実施

全国主要都市で「街頭注意キャンペーン」実施

26年10月を中心に、証券会社各社、各都道府県警察、財務局、消費者庁と連携し、全国45都道府県主要都市47か所で「街頭注意キャンペーン」を実施。32放送局のTVニュースで放送、新聞32紙の記事に掲載された。

(※) 未公開株等詐欺未然防止キャンペーンについて http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/campaign.html

IV. 協会運営態勢の強化

平成26年12月末現在
(中間報告)



1. 証券会社、市場関係者等とのコミュニケーションの一層の充実

「市場関係機関取引参加者懇談会」において、現物株市場の取引時間拡大等について東京証券取引所と意見交換を行った。

2. 積極的な情報発信(SNS等の積極的な活用)

一般投資家・消費者向け情報として、NISA特設サイトの紹介や「投資の日」イベント、未公開株等詐欺未然防止キャンペーン、「NISA応援！出張講座」などの活動を随時、本協会ウェブサイト等で発信。

3. 業務継続体制(BCP)の整備・強化

事務局内組織「危機管理委員会」を設置し対応態勢を整備。

4. 組織・運営面の見直し(人材の確保・育成等)

- 26年7月、本協会の業務に不可欠な各システムに対してより適切にIT統制を図るため、システムリスク管理態勢の整備・強化を実施。
- 26年7月、本協会が開催する各種会議について、コスト低減、資料紛失リスクの排除等の観点から、主要会議室にペーパーレス会議システムを導入。
- 若手職員育成のため、証券会社や関係機関との人材交流を実施。